

# 令和6年度

## 事業計画書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

公益財団法人共用品推進機構

# 令和6年度事業計画書

## (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

### 公益目的事業

#### 【事業の趣旨】

共用品・共用サービス（高齢者・障害のある人々等日常生活に不便さのある者に対しても利用しやすいよう配慮された製品及びサービスをいう。以下同じ。）の調査研究を行うとともに、共用品・共用サービスの標準化の推進及び、共用品・共用サービスの普及啓発を図ることにより、製品及びサービスの利便性を向上させ、高齢者・障害のある人々を含めた全ての人たちが暮らしやすい社会基盤づくりの支援を行うことを目的とする。

#### 【事業の内容】

##### 1. 共用品・共用サービスに関する調査研究

より多くの人々が、暮らしやすい社会となるために必要な事項をニーズ把握、製品・サービス・システムに関する配慮・考慮点の基準及び普及に関しての調査・研究プロジェクトを設置して行う。

###### **(1) 障害児・者／高齢者等のニーズ把握システムの構築・検証**

令和6年度は、製品・サービス・システムに対して、障害児・者、高齢者のニーズを把握、確認するためのアンケート調査、ヒヤリング、モニタリング調査を実施し、製品・サービス・システム供給者と需要者が連携できる仕組みを推進する。

###### **①障害児・者／高齢者等の日常生活環境における不便さ等の実態把握(調査方法)の検証・実施**

令和6年度は、「地域における良かったこと調査」を、全国に広げるために、平成30年度から令和5年度まで行った「地域における良かったこと調査」を参考に、新たな地域・分野において「ニーズ調査」を実施する。

###### **②共創システム及びモニタリング調査システムの構築・検証**

令和6年度は、令和5年度までに行ってきました共用品モニタリング調査を基に、障害当事者団体・高齢者団体等と連携し、関係業界、関係機関（業界団体、企業、公的機関等）が共用品・共用サービス・共用システムに関するモニタリング調査を簡易に実施するための支援システムを実施する。更にこの支援システムを恒常化するために必要な事項の分析を行い、合理的且つ有効なモニタリング方法を推進する。

###### **③コロナ禍による新しい生活様式における不便さを解消している製品・サービス、調査**

令和6年度は、令和3年度に実施した新型コロナウィルスの感染拡大の状況での、障害のある人たちへの不便さ調査を基に作成したガイドラインに沿って、不便さを解消している製品・サービスに関して業界団体への確認を継続して行う。

###### **(2) 共用品市場調査の実施**

令和6年度は、令和5年度までに実施してきた共用品市場規模調査及び手法に関しての分析を引き続き行い、調査対象の範囲並びに、今後共用品を普及するために必要な事項の課題抽出を行いながら、令和6年度の共用品市場規模調査を実施する。また、共用サービスにおける市場規模の調査の可能性を継続して検討する。

## **2. 共用品・共用サービスに関する標準化の推進**

アクセシブルデザイン（高齢者・障害者配慮設計指針）の日本産業規格（JIS）及び国際規格（ISO）の作成を行う。また、その作成に資するため、国内外の高齢者・障害者配慮の規格に繋がるための調査・研究・検証を行う。

### **(1) 規格作成**

#### **①アクセシブルデザイン（高齢者・障害者配慮設計指針）国際規格の作成及び調査・研究**

令和6年度は、令和5年度までに行ってきました国際標準化機構（ISO）内のTC173（障害のある人が使用する機器）及びTC159（人間工学）等に提案し承認された案件を、国際規格制定に向けて作業グループ（WG）で審議する。

- i. 福祉機器・福祉機器およびサービスに対する感覚機能に障害のある人のユーザーニーズ調査におけるアクセシビリティのガイドライン
- ii. 新たな日常生活におけるアクセシビリティ配慮設計指針

#### **②アクセシブルデザイン（高齢者・障害者配慮設計指針）JIS原案作成及び調査・研究**

令和6年度は、アクセシブルデザインの共通基盤規格、デザイン要素規格のJIS原案作成における全体像の検証及び整理を行い不足しているAD規格を明確にする。また、日常生活における不便さ・便利さ調査の標準化に向けた検討を行う。

#### **③共用サービス（アクセシブルサービス）の国内標準化に向けた調査・研究**

令和元年度から、日本工業規格は日本産業規格に名称が変わり、サービスに関する標準化が可能となった。新規に開発した共用サービス（アクセシブルサービス）の検証を行うとともに、職場、店舗、消費者窓口、医療、公共施設、イベント等の共用サービスに関する既存のガイドライン及び各種ニーズ調査等を整理分析する。また、開発すべき共用サービスの個別規格の体系図を基に、新規のアクセシブルサービス（共用サービス）ガイドライン作成の検討を関係する業界団体等と連携して行うとともに共用サービスのパンフレットを作成する。

### **(2) 関連機関実施の高齢者・障害者配慮設計指針規格作成及び調査研究に関する協力**

令和6年度は、アクセシブルデザイン（高齢者・障害者配慮設計指針）に関する調査・研究並びに規格作成を行っている機関と連携し、アクセシブルデザイン標準化（図記号等）への協力をを行う。

## **3. 共用品・共用サービスに関する普及及び啓発**

開発・販売・市場化された共用品・共用サービス・共用システムを広く普及させるため、データベース、展示会、講座、市場規模調査、国際連携等、令和5年度までに実践してきた事項を基に行う。

### **(1) 共用品普及のための共用品データベースの実施**

令和6年度は、令和5年度までに行ってきました共用品のデータベースの試行を基に、障害のある人を含む多くの消費者が、的確な共用品を選択できる仕組みを構築するため、使いやすさや検索のしやすさについて検討を継続して行い、データベースを構築し試行を開始する。試行の際、令和元年度までに作成した高齢者・障害者配慮設計指針の日本産業規格（JIS）、ISO/IECガイド71、関係業界の高齢者・障害者配慮基準等、関係機関と協議し作成した共用品（＝アクセシブルデザイン）共通基準（素案）を基に作成した共用品の使用性評価制度に沿って検証を継続して行う。

## **(2) 共用品・共用サービス展示会の実施**

令和6年度は、展示会主催者に協力し、展示会における高齢者・障害者配慮の実践を継続する。また、共用品の展示に関しては共用品展示セットを作成し、関係機関と連携した展示会を実施しより多くの人たちに共用品及び共用品の考え方の普及を継続して行う。

## **(3) 共用品・共用サービスに関する講座等の実施・検証**

令和6年度は、令和5年度までに実施してきた共用品・共用サービスに関する講座に関して、①対象（企業、業界団体、アクセシブルデザイン推進協議会＝ADC）、一般市民、就学前の子供～大学院生等ごとに、②伝える事項（コンテンツ）、視覚的ツール（共用品のサンプル、PPT、ビデオ等）、配布資料等を用意し、対面及びオンライン講座を実施する。更には、より多くの機関で、共用品講座を行えるような仕組みを構築し継続して検証する。また、平成29年1月1日に発足した共用品研究所と、共用品に関する研究の情報共有を図る。

## **(4) 施設における共用サービス・共用品の普及・啓発**

令和6年度は、令和5年度までに実施してきた施設における共用サービスの普及事業を、各種施設で継続して実施する。

## **(5) 国内外の高齢者・障害者、難病等関連機関との連携**

令和6年度は、国内外の関連機関と連携をし、各種情報を共有し、共用品・共用サービスの普及を図る。（アクセシブルデザイン推進協議会等）

## **(6) 障害当事者等のニーズの収集・普及**

令和6年度は、令和5年度までに実施してきた障害のある人達を対象としたニーズやアイディアを継続的に収集しながら、収集した情報を基に共用品の重要性を深め普及を促進する。

## **(7) 共用品・共用サービスに関する情報の収集及び提供**

本財団の活動や収集した関係情報を掲載した機関誌、電子メール、ウェブサイト、各種媒体などで情報を継続的に提供する。不便さ調査報告書の冊子を希望者に実費配布し、個人・法人への啓発を行う。

令和6年度は、令和5年度までに収集した資料、情報を整理してより多くの人達に情報提供するとともに、新たに入手する情報に関しては、内容、体裁、発行頻度を再検討し、より効果的な形で配信する。

配信した情報は、項目ごとに整理し今後の共用品・共用サービスに関するるべき姿を検討するために分析を行い、各委員会等の資料として提供し、更にウェブサイトに共用品推進機構の活動や共用品情報を掲載し広く活動を知らせる。共用品の研究調査の情報収集は、共用品研究所と連動して行う。

## **4. その他**

### **(1) 理事会・評議員会**

理事会を2回、評議員会を1回開催する。また、理事会、評議員会合同の懇談会を必要に応じて開催する。共用品推進機構設立25周年の記念行事を実施する。

## **(2) 賛助会員**

令和6年度は、法人賛助会員60社、個人賛助会員100人になるようとする。

## **【公表方法】**

1～4の事業の成果については、印刷物の作成、頒布、電子メールやウェブサイトでの情報公開、またはセミナの開催等を行い、広く社会一般に公表する。

## **【財源】**

いずれも、基本財産運用益、賛助会費、事業収益、補助金を財源とする。